



布哇（ハワイ）日本人移民社会における「婦女売買」 — 一通説の整理と事例からみる問題点 —

高 木 まどか

成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻博士課程（後期）

14t3001@y.seijo.ac.jp

（受理：2016年9月26日，採択：2016年10月20日）

はじめに

ハワイへの日本人移民は明治元年（1868）、「元年者」がホノルルへ渡航したのを嚆矢とし、明治18年（1885）に日本政府主導のいわゆる官約移民が始められて以降、本格化した。サトウキビ耕地や製糖工場への労働力を送った官約移民は明治27年（1894）に廃止されたものの、それ以降は民間移民会社による私約移民事業が隆盛し、日本人契約労働移民の上陸が禁止される明治33年（1900）まで、計約97000人の日本人がハワイへ渡航した（開国百年記念文化事業会編 1981：382-383）。

宮本なつきは当時のハワイにおける日本人娼婦を論じる中で、明治23年（1890）頃から契約が終わっても帰国しない在布日本人社会が形成されたが、その社会を対象とする資料等には必ずといって良い程その風紀の乱れが記されていることを指摘している（宮本 2002：47）。確かに、当時の在布社会の乱れを記す資料は多い。たとえば明治18年（1885）にハワイに赴任した安藤総領事は、日本人の「男女の間倫理錯乱」が「外人に対し体裁不宣」ことについて、「移住民募集の際は其筋に於て一層注意相成度」と述べている（ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1977：132）。やや後に書かれた明治37年（1904）『布哇渡航案内』にも、当時の在布社会の風紀を述べるにあたり、「婚姻に就て最も野蛮なるは我日本人で恐らくは日本内地に居る人々の想像にも及ばぬ所」であり、「他人の妻と姦通し之を盗み出して、本夫に貰受の相談をなすこと、未婚のものを其父母に乞ふが如し」と記されている（木村・井上 1904：212）。同書には更に「有夫の妻にして貞操を守るものは十人に一人も覚束なく、大抵夫の目を忍んで姦夫を拵へ、中には一同に二三人も持つて居るのがあり、いかに口では「大和撫子の優美」を誇っても、それは父母や親類などの「邪魔者」がいるがために保たれているもので、これがなければ女性の「貞操も糞もあつたものにあらずと心得て居るもの如し」とさえ述べられている（木村・井上 1904：213）。他に『布哇日本人史』などにも、

在布社会の犯罪は「官約渡布当初から酒と女と賭博に関するもので」あり、且つ「其の多くは男女の風紀に関するもの」であったとある（木原 1935：205）。以上のように、当時の在布社会の風紀紊乱を記す資料・文献等は枚挙にいとまがない。

これらを見るにあたって更に興味深いのは、当時の風紀の乱れを記す中で必ずといっていい程登場する、「婦女売買」の存在である。婦女売買とは、日本人移民の男性が自分の妻を他の男性に売り渡すことである。とりわけ注目されるのは、在布社会において「僅か婦女子一人の爲めに日本人同志が抗争する」ことは「日本人の体面を汚す因を為す」行為であるという考えのもと、そういった妻のやりとりが許されていた、と前掲『布哇日本人史』に記されていることである（木原 1935：507-508）。つまり当時の在布社会では自分の妻を譲る、他人の妻を貰うといった行為が「日本人の体面」のために許容されていたと解釈できるが、これは当時の実態に即した説明なのであろうか。またそもそも自らの妻を他人に売り渡すという行為は、それ程までに当然のこととして行われていたのであろうか。

しかし当時に書かれた在布社会を対象とした資料・文献は必ずしも妻女のやりとりについて実例を示しておらず、こういった疑問に答えるものではない。また後に在布社会史として書かれた文献も、そういった当時の資料・文献に実例を加えることなく無批判に載せるものが少なくない。近年の研究では、当時の在布日本人娼婦を対象とする宮本なつき（前掲）の手堅い成果があるが、婦女売買については売買春との関連の中で簡略的に述べるに留まっている（宮本 2002：50）。

それでは当時の婦女売買の実例を具体的に示すものが全くないか、というとそうではない。在布社会関連文献を探索したところ、当時実際にハワイへ渡航した移民の一人、佐藤常蔵についての研究蓄積が見出された。佐藤常蔵とは、後に詳述するが、明治 31 年（1898）に契約労働移民として福島県からハワイへ渡航した人物である。その書簡からは、婦女売買には至らなかったものの、日本から連れ立った常蔵の妻が墮落したことが知れる。常蔵については赤城妙子が書簡をもとに厚い研究を行っているが（赤城 1994, 1995 他）、しかし赤城は婦女売買との関係では常蔵に注目していない。したがって本稿では、まず婦女売買の様相および背景について文献・資料から整理した上で、次にあえてこの常蔵とその妻イセの不貞に着目し、当時の在布社会における婦女のやりとりを再検討する。そして婦女売買が当時当然のごとく行われていたという通説に対し疑問を投げかけることとしたい。なおこれを論じるにあたっては、1900 年前後の在布社会を対象とする。また引用資料中には今日の観点からは差別的と捉えられる表現も存在するが、当時の時代背景を尊重し原文のまま引用した。また資料の引用にあたっては読みやすさを考慮し、人名以外を常用漢字になおし、片仮名を平仮名にし、繰り返し記号を文字にする等の変更をおこなった。

1. 婦女売買の様相と背景

最初に、婦女売買という言葉について確認しておこう。前述のとおり婦女売買は日本人移民の男性が自分の妻を他の男性に売り渡すこととして資料・文献に記されているが、当時の

文献である『布哇渡航案内』には前掲のとおり他人の妻の「盗み出し」及び「貰受」と表現されており、婦女売買の呼称がいつから定着したのかは定かでない。またハワイ島の保安管であった Edward G. Hitchcock は、日本人は「妻および妾」を互いに売買していると記しており、正式な妻だけが婦女売買の対象とされたわけではなかったようである（Hitchcock 1892: 20）。以上をふまえた上で、次に婦女売買の様相・背景について主に前掲木原著『布哇日本人史』に依拠し¹⁾検討していきたい。

木原の婦女売買についての説明を整理すると、当時の在布社会の風紀紊乱は渡航者の多くが「血気盛んな若者」で、また「男女の数に非常な懸隔」があったことから起きたが、そのような状況の中で横行した賭博・駈落・密通等が契機となって妻の「譲渡」が行われ、更には譲渡した妻をめぐる「帰国積立金」が問題となり、「譲渡」が「婦女売買」に転じた、という（木原 1935: 507-508）。以下、他の先行研究及び当時の資料等で傍証を行いながら、木原の説明を順を追って確認していく。

男女数の懸隔

木原が風紀紊乱の背景とみる男女数の懸隔²⁾は、他の多くの資料も書き記すところである。たとえば『ハワイ日本人移民史』には、「男子に比して、女子の数が極めて少数だったので、いきおい女子の不品行が、金銭を報酬として、挑発された」と、男女数の懸隔と風紀紊乱の関係が記されている（ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1977: 132）。実際、当時の在布社会では男女数の差は甚だしかったようで、官約移民時代には男 100 人に対し女の渡航を 25 人と政府が制限したため、男女の比率は 4 対 1 から、甚だしい場所では 8 対 1 という状況であったようだ（ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1977: 321）。渡航人数は年によってかなりの差があるが、一例として明治 33 年（1900）の日本政府布哇渡航旅券発給統計は、男 4262 人に対し、女 498 人である（木原 1935: 166）

賭博・密通・駈落ち

しかし、このような男女数の懸隔がすぐさま婦女売買に結びついた訳ではなく、その直接的な契機には賭博・密通・駈落ちがあったという。

木原によると、当時の在布社会において密通・駈落ちは男女数の懸隔を背景に「自然の数」と見做される状況であり、且つはじめにでも挙げた通り「僅か婦女子一人の爲めに日本人同志が抗争する」ことは「日本人の体面を汚す因を為す」という考えも生じ、夫は妻を他の男性に「心良く譲つてゐた」という（木原 1935: 507-508）。ハワイの人間からは「邪悪」で改善すべき行為とみなされていた婦女売買が（Baldwin 1903: 23）、このような日本人同志の諍いを避けるという理屈を発端としていたという説明は興味深い。当時日本で姦通罪は 6ヶ月以上 2年以下の重禁錮であるが³⁾、在布社会では姦通にまつわる価値観が無化されたということであろうか。

確かに有夫であることの意味が在布社会において必ずしも強くなかったらしいことは、当

時のハワイ、特にホノルルで大量に生じた日本人娼婦の殆どが内縁関係を含めて夫ないしそれに近い者を有したということからもうかがえる（藤井 1902）。木原はハワイにおける日本人娼婦の「元祖」を「中村某の妻女」であると説明しており（木原 1935：504⁴）、また妻を娼婦とし、後に妓楼で富豪になった高橋某の話等もみえる（英備生 1900：161）。自分の自由意志で娼婦となる者は多くなかったものの（日布時事社編 1921：261）、以上のとおり有夫の女性が娼婦になることは少なくなかったようである。

但し、妻たちが多く娼婦となったことは、同時に、当時のハワイにおいて、独身男性が性を解消する方法が他人の妻を奪う以外存在しなかった訳ではないことを意味する。宮本なつきによると、明治 29 年（1896）の段階で在府日本人女性のほぼ 5 % が売春婦であり、ホノルルの売春界は日本人によって殆ど独占されていたという（宮本 2002：47）。当時の娼婦の買い値は 50 セント～1 ドル程度であり、契約労働移民の給与は月 20 ドル 50 セント⁵、うち月 1～3 ドルが積立金として京濱貯金銀行出張店に預けられるとしても、娼婦は全く届かない存在ではない。無論、どの地域にも売春窟が広がっていた訳ではないが、性を解消する手段が存在したにも関わらず、駈落ちや密通が横行したのは何故であろうか。

移民の生活・労働環境

その一つの要因として、当時の移民の生活環境を見落とすことはできない。官約移民として海を渡った日本人は主にサトウキビ耕地で働いたが、その住居はキャンプと呼ばれる耕主より貸与される大長屋で⁶、1 キャンプには長屋が 2・3 軒から 7・8 軒程立ち並び、多いところは 6.7 百人も住むところがあったという（木村・井上 1904：94）。更にその作りは粗末なもので、部屋は粗板建で仕切られるのみであり、『布哇渡航案内』によると「以前」は夫婦者と独身者が雑居していた所もあって不義姦淫が起きたが、「近来」は夫婦と独身者の住む家は別々になり風儀も改まったという。「以前」ということは『布哇渡航案内』刊行の明治 37 年（1904）頃までには妻帯者と独身者の住居が分けられたのであろう。しかし独身者と分けられたとはいえ、その後もキャンプは一棟に幾夫婦も住まい、仕切りは板一枚で隣室の挙動は一々目に見えるほどの所もあり、且つ便所も風呂も男女共用（今野・藤崎編著 1986：80）であったというから、同じキャンプに住む夫婦同士の風儀の問題がどれ程解決したかは定かでない。

また、このような生活環境の悪さは、賭博の横行にも拍車をかけた。前述のとおり賭博もまた木原が婦女売買の契機と説明するものであり、賭博に負けた者の中には妻を借金の抵当に預けた者、また妻と牛馬とを交換した者もあったということである。博奕による妻の売買に対する警告は熊本移民会社が配布した当時の「布哇國出稼人渡航後の心得」にも記されている（柳田・赤木編著 1995：286）。また実際に夫の賭博のかたで売春宿へ売られ、保護された女性の例もみえる（Hori 1981: 116）。

賭博が横行した要因について前述の安藤領事は、耕地での労働は過酷であったが、移民男性の多くは妻子もいないため宿舎に帰っても寂しく、そのあまりに博奕・酒色に耽ったと観

察している（今泉 1942：217-218）。また博奕仲間に入らないといじめられるということもあったようだ（同前，柳田・赤木編著 1995：10）。『布哇同胞發展回顧誌』にも「（引用者註一契約移民の）労働者は殆ど囚徒の如く酷使されて一日の劇労を終へると一室に合集して飲酒と博奕に耽り喧嘩口論は毎夜演ぜられた当時の社会状態は全く混沌たる観を呈してゐた」とあり（日布時事社編 1921：213），過酷な労働が酒食・賭博の横行を促したことがうかがえる。耕地で働く契約労働移民の1日の労働時間は「布哇國出稼人渡航後の心得」によると10時間（休みは日曜日と大祭日），食事その他の時間は別であり，定められた休憩時間以外には会話をしてはならなかったという（柳田・赤木編著 1995：285-286）。

「譲渡」から「売買」へ

以上のような賭博・駈落ち・密通に起因する妻の「譲渡」は，木原によると明治22～23年（1889～1890）頃まで行われたが，明治18年（1885）に赴任した布哇移住民局長中山譲治がはじめた「帰国積立金」により，「譲渡」が「売買」に転じたという（木原 1935：507-508）。その顛末は以下の通りである。

中山は，日本から同道した妻を譲渡した夫（以下「本夫」と記述）が帰国を希望した際，何故夫婦で渡航したにも関わらず一人で帰国するのかを問うたという。そして「譲渡」の事情を聞いた上で，現夫がその妻の面倒をみず，仮に妻が帰国するような場合に備え，本夫に妻の帰国旅費米金50ドルの積立てを命じた。本夫は妻を「呉れてやつた」上に帰国旅費まで積立てねばならないという「馬鹿げたことは無い」と考え，現夫にこの支払いをさせるようになった。やがてこの積立金の授受を世話する仲介業者として「無頼漢等の不良分子」が幅をきかせるようになり，この積立金とマージンを含めた総額が200ドル，300ドル，500ドルと高騰していったという。このような経緯で「婦女売買」は確立し，やがてこれが女性の売買そのものに拍車をかけ，日本から夫婦と称して婦女を伴い渡航し売買する者，または口実をもって婦女を呼び寄せ，「醜業」を強いるか売買する輩を輩出するにも至ったという。更には妻の美貌によっても高値で売買されるようになり，また中には子供と裁縫器械などを添えて何十ドルという取引さえ生じたという（木村・井上 1904：213，相賀 1953：17-19）。

婦女売買の仲介業者

ここで述べられている帰国積立金の授受を世話する仲介業者には，「日の出クラブ」「義侠クラブ」「大和クラブ」などの派閥があり，とりわけ明治25年（1892）から明治33年（1900）頃までホノルルで幅をきかせ，飲酒・賭博・喧嘩・婦女誘拐・人身売買などを働いた（今野・藤崎編著 1986：95）。「無頼漢等の不良分子」とある通りその多くは博徒であり，嬪夫（女衞）や料理屋の主人を職業とした。たとえ嬪夫でない者でも娼婦に密接な関係があり，自分の妻を売春で稼がせ，その金により賭博をしたという（日布時事社編 1921：226）。これらの団体は主に婦女に「醜業」を斡旋し，日本人売春婦を大きく増やした存在として，当時の在布社会の治安を大きく悪化させた一大要因とみなされている。このような団体が何

故仲介業者として婦女売買に関わるようになったかについて、『布哇渡航案内』には「(引用者註—妻女は)初めから夫の外は隠れ忍ぶものなく、白昼人目を憚らず公然逢引をするので」夫に知れ、「一寸姿を隠し、仲裁人を入れて売買の相談に取掛る」有様であったと、妻の積極的な浮気が要因として記されている(木村・井上 1904:213)。他にも妻の積極的な不貞を記す文献等が多いが⁷⁾、但しこれらの仲介業者は人身売買や女性の奪い合いに伴う脅迫や殺傷を日常茶飯事としたというから(ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1977:321)、妻が常に積極的に不貞を行ったかについては注意を払う必要がある。

婦女売買の終焉

『ハワイ日本人移民史』によると、以上のような在布社会の風紀紊乱は明治33年(1900)頃まで続いていたが(ハワイ日本人移民史刊行委員会編 1977:131)、キリスト教宣教師の活動や、「不良分子」がペストの焼き払いにあって勢力が衰え、1900年以後はある程度の落ち着きを取り戻したという。また『布哇同胞發展回顧誌』には、婦女売買はサトウキビ耕地のキャンプが改良され、また日本から妻女を呼寄せせる「呼寄妻」が行われてから無くなったものの、「最近」までも時々は行われていた、とある(日布時事社編 1921:230)。婦女売買は下火となったものの、1900年以後も細々と続けられていたということである。

以上、木原の見解を中心に、他の先行研究及び当時の資料等から傍証を加えつつ、婦女売買の背景・様相をみてきた。これまでみてきた記述からは、当時の在布社会ではまるで婦女売買が当然のように行われていたかのようにみえる。しかしはじめにでも述べた通り、その実例が具体的に十分に挙げられている訳ではない。したがって次に当時の移民である佐藤常蔵が残した書簡に注目し、女性のやりとり売買をめぐる実際の様相をみていきたい。

2. 妻女を奪われた実例

佐藤常蔵(元治元〔1864〕年～?)は広瀬村(現・福島県田村郡滝根町大字広瀬)の馬医者・佐藤源平の次男で、明治31年(1898)にハワイへ渡航した。「大馬喰」として活躍した21歳違いの長兄・喜蔵を筆頭に、少なくとも4人の姉を間に挟む兄弟の末弟であった(柳田・赤木編著 1995:289)。この常蔵が長兄宛にハワイから送った書簡が83通程残されており(赤城 1994:52)、これが『ハワイ移民佐藤常蔵書翰』(柳田・赤木編著 1995)等にまとめられている。本稿ではこの『ハワイ移民佐藤常蔵書翰』に依って常蔵の書簡を扱うが、以下では書簡の内容を見る前に、常蔵の背景を赤城の研究(主に柳田・赤木編著 1995:289-305)から確認しておきたい。

佐藤常蔵について

常蔵は26歳(明治23〔1890〕年)の時、本家から分家した。そして官有の山林原野の一部「払下予約」をうけた後、開墾に着手し、明治25年(1892)には夏井村の吉田イセと結

婚、同年3月から滝根村の役場で収入役を務めた。しかし自由党との深い関わりを続けていたことも関連してか明治27（1894）に退職し、開墾地の資本の回収はおろか、政治運動がらみの借金も抱える。本家である長兄喜蔵の経営も順調ではなかったようで、こうした先行きの不安からか、妻イセと、明治26年（1893）に養子縁組した末吉を連れ、明治31（1898）、ハワイへ渡航した。明治31年（1898）は日本人移民の禁止が適用される2年前であり、契約を仲介し中間マージンを得ていた移民会社の事情と、廉価の労働力の受入れを急ぐハワイの砂糖業界側の事情があわさり、移民が急激に増加した年である（柳田・赤木編著1995：292）。福島県でもはじめて集団移民が募られ、常蔵はこれに応募したのみならず率先して近隣地域から希望者を募り、ハワイへの船中で福島県移民108名を取り締まる「総代」を務めた。ハワイ到着以降は「組長」として自らが募集した人々を束ね、事あるごとに移民会社（熊本移民会社）との折衝を行ったという⁸⁾。常蔵は満3年の労働契約を結びハワイへ渡航したが、日本人労働移民の禁止に伴いその契約が無効と判断され、1年2か月程残し契約解除となる。その後も帰国せず、借地経営、旅館経営、カトリック教会の管理人、英会話教室、農場と養魚場の経営、日本人学校の校長、出雲大社教の巡教師など、12年の間に約20の職を転々としたが、明治42年（1909）ハワイ島ヒロからの書簡を最後とし、その消息は途絶えた。

妻イセと常蔵

当時、とりわけ明治40年（1907）頃までの移民はあくまで出稼ぎを目的としてハワイへ渡り（ハワイ日本人移民史刊行委員会編1977：165）、財産を築き「錦衣を着け帰朝」することを希望していた。常蔵もその意図をもって渡航したため、明治31年（1898）に入耕した後2ヶ月で妻イセに日用品その他を扱う小規模な商店を経営させている⁹⁾（柳田・赤木編著1995：20-21）。しかし妻イセが耕地のキャンプにおいて不義を犯したという記述は同著に収録されている書簡の中にはみられない。サトウキビ耕地では、常蔵と同郷でイセの従弟である中野喜多郎とその妻と同家であり、生活環境は安定していたものと推察される。

常蔵と妻イセに決定的な転機が訪れたのは、明治34年（1901）2月17日に旅館を開業した後である。常蔵夫婦は「ホノルル府リリハ街北側角電気鉄道馬車鉄道停車場前」の「至極繁華なる場所」に「一大家屋」を借受け、「東北館と称し福島屋と号」す「旅宿館及雑貨販売所」を開業した（明治34年2月26日、柳田・赤木編著1995：81）。同年4月5日の書簡によると、3月31日の決算で210ドル16セントの利潤があったと述べており、その経営が順調であったことがうかがえる（柳田・赤木編著1995：83）。しかしその1ヶ月後の5月2日の書簡では、「イセ身上の件」が問題とされている（柳田・赤木編著1995：91）。この書簡によると、妻イセはホノルル府に出てから「以前より一層放蕩不埒」になって手の付け様もなくなった、当地の日本人の中ではそのような妻を「望人へ売却する」様な「野蛮なる例」も往々に行われているが、常蔵はその様な「恥辱方法」はとらず、「順序を以て取計」うつもりであるという。つまり、当時横行していた婦女売買という手段を常蔵は採用しない

ことが宣言されているのである。この書簡でイセの所業は明確でないが、同年8月22日の書簡には、常蔵の交友関係について「親友なる人々は何れも関西九州地方之人」であり、「我地方之者は何れも小生方て倒し飲食又は金銭を貸しても不払様の者多く、且つ横川なる者の様なる悪人もあり宿料三拾弗も支払はず妻迄も誘帶し逃亡する様のもの多く東北人は何れも不信用」(傍線引用者)であると述べられている(柳田・赤木編著 1995:99)。ここからは、イセが横川という東北出身の日本人に奪われたと解釈できよう。ホノルル市内の旅館の客は日本からの移民、他の島からホノルルに出てくる日本人、ハワイから米国へ転航する日本人が主な客であり(日布時事社編 1921:227)、また常蔵の書簡によると同郷の移民も入り浸っていたようであるから、横川もこのいずれかの目的で旅館へ足を運んだものと思われる。

5月2日の書簡に話を戻そう。常蔵は婦女売買を「恥辱方法」として否定し、続いて、前述のイセの従弟である中野喜太郎等を立会としイセと「離別」すること、またイセの弟であり原籍の吉田源吾に引取方法や復籍を承諾させ、イセを帰国させる予定であることを述べている。これはイセに「永々」と当地に「流浪」されては「拙者之名誉上不都合」であるため、本書簡の「追白」には「本人不服にて帰国せざる場合は姦通罪として告訴する決心に有之候」とまで述べている。常蔵は横浜でのイセの引渡し方法や旅費を賄うこと等までに考えを及ばせていたようだが、しかし次の同年6月12日の書簡には、妻イセがその後逃走して捕縛されたこと、姦通罪の裁判に発展していたことが知れる(柳田・赤木編著 1995:94)。すなわち、イセは一昨夜12時過ぎに逃走して他家へ隠れていたのを見付けられ、巡査2人が取押えて拘留した、本日の裁判が来る14日に延期になったが、何れにせよ「多少之姦夫姦婦之罰を処せらるるもの」であると記している。この頃常蔵はイセの身上が当地の新聞に掲載されたことや、金銭的な面で「困却」している状況であったようだが、このイセの捕縛および裁判によって、常蔵の「困却」は解決に向かったにみえる。

しかし同年8月22日の書簡からは、その後再びイセが行方を眩ましたことがわかる(柳田・赤木編著 1995:100)。書簡にはアイエア耕地に誤送されていた吉田源吾(イセ弟)からの便りが常蔵に届いたこと、源吾が「姉イセの精神は気違にでもなりたるや」とイセを批判し、「三千里海外へ渡航し如此恥辱極る振舞」いをしたのだから「原籍へ引取る」しかなく、イセを横浜まで送ってほしいと記されていること、しかしイセは「小生方を逃亡し何れに居るや不明」であるから、この書簡を見せることもできない、といった常蔵の嘆きが記されている。常蔵は同書簡で「悪婦」を離れて一層壮健且つ収入も相応になり、親友知己よりも信用を増していることを強調しており(柳田・赤木編著 1995:98)、イセの不義が常蔵の信用問題にも発展していたことがうかがえる。その後常蔵は妻イセの逃亡届を出すことで離婚を試みたようだが(明治37年11月1日、柳田・赤木編著 1995:190)、最終的にはイセが当地に居住しているのを発見し(明治40年12月9日、柳田・赤木編著 1995:256)、協議の上、離婚届書に関する同意書を認めさせ、明治41年5月10日に漸く離婚が完了したようである(明治41年5月12日、柳田・赤木編著 1995:266)。イセの不貞が発覚し、離婚

に至るまで、実に約7年である。

常蔵の結婚観

但し常蔵はこの間イセのことに専心していた訳ではなく、新しく妻を迎えようともしていた。イセが不義を犯した2年後の明治36年（1903）10月10日の書簡には、婦人のことは兄にも友人にも勧められ、常蔵自身も「実子なきは人間一生の義務を果さざるものにて小生も念頭に抱」いているが、当地は「下等労働者」の渡航地であるため婦人寡婦は「無教育の者」のみであり、常蔵はそのような婦人は「将来希望」するところではないという。したがって常蔵としては、もし普通教育を受けている婦人が「小生の如き無職の男子に恋々として渡航を希望」してくれるのであれば、望むところであると、日本で婦人を見繕ってもらうことを希望している（柳田・赤木編著 1995：173-175）。ここでは「無職」とあるが、常蔵は当時小学校での「雇われ校長」（赤城 1995：24）をはじめた頃であり、今後その経営を拡大するためにも常蔵の助手として足る教育のある婦人を希望したとみえる。また同書簡では、近頃妻子を日本から呼寄せせるものが多くなった状況に言及しつつ、ハワイでは「万国人種に交りて言語を以て交際社会に入る」ので「血統」の正しさよりも「弁舌」の巧みさや「品格」の良い女性が求められること、そして自分もそのように「品格正しき普通教育ある」婦人を願うと述べている。具体的に婦人の両親へ送金が可能であること、居所とする家屋が落成したこと等についても言及しており、常蔵の婦人を求める気持ちが次第に強まっていったことがうかがえる（柳田・赤木編著 1995：180-183）。結局のところ、常蔵は商売のために妻を欲していたように読めるが、妻の存在自体は重要とみなしていたようである。たとえばハワイのイワ耕地で勤務している岡倉儀助が飲酒・女に身を投じるため儲金できないことを常蔵は心配し、もし郷里に残した妻子を呼寄せられれば「充分の成功」を見られると述べている（柳田・赤木編著 1995：179）。このように妻子を帯びての渡航を身持ちの固い行為として肯定する考えは、常蔵の甥横山久治郎の書簡にもみえる（明治31年9月23日、柳田・赤木編著 1995：282-283）。

常蔵は以後も書簡で婦人に言及しているが、しかし結局のところ、常蔵が新たな妻を迎えることはなかったようである。当時移民が写真見合いを行うことは往々にしてあり、そこでは別人の写真を送る、または文通を代筆させて無理に婦人を呼び寄せるといふことさえ行われていた（今野・藤崎編著 1986：190-192）。一方で常蔵の養子末吉の妻のように、婚姻を結んでもあくまで渡航に同意せず、離縁するようなケースもあったようである（赤城 1995：27）。常蔵は写真見合いで婦人を騙すこともせず、また教育のある女性を望んだこともあり、新しい妻女を迎えるには困難があったのだろうか。また『布哇渡航案内』にはハワイの裁判所に離婚が認められなければ、新婦が日本から来ても、重婚となるために上陸を許されなかったとあり（木村・井上 1904：84-85）、イセとの離婚が決着しなかったことも大きな要因になったと考えられる。

おわりに

以上、本稿では1900年前後の在布社会における婦女売買に着目し、前半では先行研究及び当時の資料等からその様相と背景を、後半では妻が墮落した佐藤常蔵の書簡から婦女売買の実際を検討してきた。『布哇日本人史』には、在布社会では墮落ちや姦通が「日本人の体面を汚す因を為」という考えのもと許容され、婦女の「譲渡」が行われたこと、またその譲渡が「婦女売買」へ転じ、在府社会に広まったことが記されていた。他の文献・資料には「日本人の体面」云々については言及がないものの、婦女売買が当時の在布社会において広く行われたという説明は『布哇日本人史』と相違しない。また中にはそれが女性側の積極的な不貞行為が発端であると強調する、『布哇渡航案内』のような記述さえみられた。

確かに、常蔵の妻イセのケースからは、『布哇渡航案内』等で記されているような妻女の積極的な不貞があったらしいことがうかがえる。但し先にも述べた通り、「不良分子」に強引に奪われた妻女も存在したであろうし、また自発的であったとしても、それが写真見合いで不幸な結婚を行った結果であった可能性を見過ごすことはできない。更に、多くの妻女が不貞を行ったということは、当然のことながら他人の妻女を奪った男性が多く存在したことの証左である。無論、在布社会において女性による積極的な不貞があったことは無視できない事実であるが、それを受け入れる男性や、「不良分子」等の背景を無視する『布哇渡航案内』の記述は、女性側の不貞を誇張した偏った記述であるといえよう。

また一方で婦女売買と「日本人の体面」の点について言えば、佐藤常蔵は婦女売買を「恥辱方法」とみなし、あくまで離縁する道を選んでいる。常蔵のこのような価値観は一貫していたとみえ、イセの墮落ち後、イセの従弟である中野喜太郎が日本人女性（19歳）と姦通し、結婚を企んだ際も、「年頃もあるに喜太郎もイセも忒人共従弟同志にて似も似たるしれ者共なり汚はしくて筆紙に意をせず」と酷評している（柳田・赤木編著 1995：260）。無論、常蔵がハワイ在留労働者の中では「インテリ階級」に属する人間であり、例外的な事例であったことには留意する必要があるが（赤城妙子 1995：24）、在布社会においても「日本人の体面のために妻を売る」では済まされないような実際があったことには注意を払う必要がある。したがって通説が示す程に当時婦女売買が当然のごとく行われていたかについては、他の個別例も参照し、慎重に判断しなければならない。

以上の通り、これまでの婦女売買に関わる通説は個別具体例の検討を欠いたものも多く、実際の婦女売買をめぐる様相を明らかにするためには、他の実例の分析をつぶさに進めていく必要がある。今後こういった不足点を補うために、当時の現地新聞等に着眼し、在布社会における婦女売買について更なる検討を進めたい。

註

- (1) なお他にも James Okahata, 1971, *A History of Japanese in Hawaii*, (Honolulu: United Japanese Society of Hawaii) 等、婦女売買の背景に言及している研究はあるが、内容的にも年代的な順序的にも木原（1935）の記述にのっとっていると考えられるため、ここでは木原の記述が

ら婦女売買を検討した。

- (2) なお木原は犯罪史を述べる中でも、明治24年の馬哇島（ワイカプ）では、夫婦10組、独身者30人という男女数の懸隔があり、これが日本人間の犯罪や婦女売買につながったといった見解を述べている（木原1935：286）。
- (3) 1880年7月17日に布告の旧刑法（明治13年太政官布告第36号、1882年1月1日施行）353条。1907年4月24日に公布の刑法（明治40年法律第45号。1908年10月1日施行）183条に引き継がれた後は、2年以下の懲役。
- (4) なおこの「中村某の妻女」について Kelli Y. Nakamura (2015, "Issei Women and Work", *The Hawaiian Journal of History*, vol. 49.) と Joan Hori (1981) は明治元年に日本からハワイへ最初に送られた移民集団（いわゆる元年者）の中にいたと述べているが、両者が典拠とする『布哇日本人史』（木原1935）を確認する限りそのようには明記されておらず、むしろ明治18年第1回官約移民以降の中に「中村某の妻女」がいたように解釈できる（木原1935：504）。
- (5) 男性の場合。また仕事量によっても減額された。
- (6) 田舎の場合は無料で、都会の場合は貸家賃を払い長屋の一室を貸し切った。
- (7) たとえば『布哇同胞發展回顧誌』には、女性を博徒から守るために基督教が設立した「婦人ホーム」に、夫が暴虐無道であるかのように訴えて逃げ込み、他の男性と一緒にするような女性もいたとある（日布時事社編1921：262）。このように、布哇での風紀紊乱に女性が積極的な役割を果たしたことをうかがわせる記述は少なくないのである。
- (8) 常蔵がこの様な熊本移民会社の準社員的な行動をとっていたのは、常蔵が自由党系として活動していたことと関連したようである（柳田・赤木編著1995：290-291）。
- (9) 女性は男性と同じ労働を行っても約半分の給与であったため、商売をさせるのが有効であったという（赤城1995：8）。

引用文献

- E. G. Hitchcock, 1892, "Report of Sheriff of Hawaii," *Biennial Report of the Attorney General to the Legislative Assembly of 1892* (Honolulu: R. Grieve).
- Joan Hori, 1981, "Japanese Prostitution in Hawaii During the Immigration Period", *The Hawaiian Journal of History*, vol. 15.
- L. M. Baldwin, 1903, "Sheriff's Report, Island of Maui," *Report of the Attorney General, 1902* (Honolulu: Hawaiian Gazette)
- 赤城妙子 1994「布哇（ハワイ）出稼移民の郷里への書翰を通して見た移民集団の諸階級」（『古文書研究』38、日本古文書学会）
- 赤城妙子 1995「第1章 都市生活における「兼業」ストラテジー」（柳田利夫編著『アメリカの日系人』同文館）
- 今泉源吉 1942『先駆九十年 美山貫一と其時代』みくに社
- 英備生 1900「布哇に於ける我姉妹の惨状」（鈴木裕子編1997『日本女性運動資料集成第8巻 人権・廃

娼I』不二出版)

開国百年記念文化事業会編 1981『日米文化交渉史5』原書房

木原隆吉 1935『布哇日本人史』文成社 (阪田安雄監修『日系移民資料集第1期 北米編第13巻 在米日本人史5』日本図書センター)

木村芳五郎・井上胤文 1904『布哇渡航案内』博文館 (2000『近代欧米渡航案内記集成 復刻3』ゆまに書房)

今野敏彦・藤崎康夫編著 1986『移民史Ⅲ』新泉社

相賀溪芳 1953『五十年間のハワイ回顧』五十年間のハワイ回顧刊行会

日布時事社編 1921『布哇同胞發展回顧誌』(奥泉栄三郎監修 2004『初期在北米日本人の記録 布哇編 第5冊』文生書院)

ハワイ日本人移民史刊行委員会増補再版編集委員会編 1977『ハワイ日本人移民史』ハワイ日本人連合協会

藤井秀五郎 1902『新布哇』文献社 (奥泉栄三郎監修 2003『初期在北米日本人の記録 布哇編 第1冊』文生書院)

宮本なつき 2002「契約移民時代のホノルル日本人社会と日本人売春婦」(『比較社会文化研究』12, 九州大学)

柳田利夫・赤木妙子編著 1995『ハワイ移民佐藤常蔵書翰 近代日本人海外移民史料』慶應通信